

産後ケア従事者ミーティング 会議録

日時：2026年7月24日（金） 12:30～13:20 20:30～21:35

議題

1. 産後ケアの標準化について
2. 分担金について
3. 加藤守氏からの取材依頼について
4. その他

1. 産後ケアの標準化について

(1) 標準化の目的

集合契約に向け、県内の産婦がどの助産院を利用しても、一定水準の産後ケアを受けられる体制を整えることを目的とする。

委託事業として実施する産後ケアでは、お母さん自身が利用先を選択できるため、「どこへ行っても同じようなケアが受けられる」という公平性が求められる。

(2) 標準的な産後ケアの内容

助産師免許に基づいて実施する基本的なケアを標準とする。

- ・ 母乳・授乳支援
- ・ 乳房ケア
- ・ 母児の状態確認（母測等）
- ・ 育児相談・困りごとへの対応
- ・ 母親への心理的支援
- ・

(3) オプションサービスの取扱い

以下のような、各助産師が独自に学んだ技術は標準ケアには含めず、オプションとして提供する。

- ・ イトオテルミー
- ・ アロマ
- ・ 骨盤調整
- ・ ベビーマッサージ など

実施する場合は、

- ・ 事前に内容を十分説明すること
- ・ 利用者の同意を得ること
- ・ 別料金で実施すること

- ・ 産後ケアの委託時間には含めないこと
- とし、利用者が標準ケアとの違いを混同しないよう配慮する。

(4) 乳腺炎への対応

乳腺炎への対応は産後ケアではなく、医療としての対応となる。

(5) 実施時間について

契約された時間を基本とする。

ただし、母親との相談の上で早めに終了した場合は、

- ・ 2時間契約を1時間で終了
- ・ 3時間契約を2時間で終了

など、その理由を記録に必ず記載する。

(6) ショートステイ・デイの利用時期・外部講師の利用時期について

宮崎市では、今年度よりショートステイとデイの利用は4か月未満となった。もし4ヶ月以降の方に利用する場合は、事前に助産師として必要性を感じた理由を宮崎市に伝え、利用の承認を得る。外部講師についても同様である。

また、契約内容を守れない状況が続く場合は、産後ケア従事者から外れる可能性があることが説明された。

主な意見

参加者からは、

- ・ 乳腺炎や乳房トラブルをどこまで標準ケアとして扱うのか
- ・ 卒乳・断乳ケアの位置づけ
- ・ 病院型産後ケアとの役割分担
- ・ 助産師の専門的判断を標準化で制限すべきではない
- ・ 地域や利用者のニーズに応じた柔軟な対応も必要ではないか

など、多くの意見・質問が出された。

今後の対応

助産師会では、現場から出された意見を整理し、市町村・宮崎県との協議へ反映させながら、標準化の内容を検討していく。

2. 分担金について

年間分担金は8,000円であり、約150名の会員から集まる約120万円を助産師会の運営費として活用している。

主な用途は、

- ・ 委託事業に関する契約・交渉
- ・ 契約書等の事務手続き
- ・ 理事会運営
- ・ 各種事業運営
- ・ イベントの日当・交通費
- ・ ミーティング代

などであり、会員に代わって助産師会が事務手続きを担っている。

「事務費を二重に徴収されているのではないか」と感じる会員もいるが、分担金は助産師会の事業を運営するために必要な費用として使わせていただいている。

疑問や不明点がある場合は、SNS等で発信するのではなく、理事へ直接相談してほしい

新規入会者には、分担金の趣旨について疑問のある方は理事に相談するよう伝えてほしい

主な意見

参加者からは、個別契約との違いや経営面への影響について質問や意見があった。

今後も会員への説明を継続し、理解を深めながら制度設計を進めることとなった。

3. 加藤守氏からの取材依頼について

加藤守氏（東国原英夫元宮崎県知事のご長男）より、産後ケア事業に関する取材依頼があった。

加藤氏は、数か月前にお子さんが誕生し、実際に産後ケアを利用した経験から、「産後の時期にとっても助けられた良いサービスである」と感じた一方で、市民への認知度が十分ではないことを課題として捉えている。

そのため、産後ケアを実施している助産院への取材を行い、

- ・ どの市町村の委託事業を受けているのか
- ・ どのようなサービスが受けられるのか
などについてインタビューを実施するとともに、利用者へのアンケート実施についても提案があった。

この件について、委託元である宮崎市および宮崎県へ相談した結果、宮崎県助産師会として取材活動に関与・協力することはできないと理事会で決定した。

その理由として、市町村ごとに、

- サービス内容
 - 利用方法
 - 自己負担額
- などが異なるため、一括して発信することで利用者の混乱を招く可能性があることが挙げられた。

これらの経緯については、加藤氏にも説明済みである。

なお、各助産院が個別の判断で取材やインタビューに応じることについては問題ないとの見解で一致した。

今後は、取材を希望する助産院の有無を確認し、希望する助産院がある場合は加藤氏へ紹介することとなった。

4. その他

(1) 産後ケア従事者の要件

委託契約では、

- 産後ケア実務助産師研修修了者
- アドバンス助産師

のいずれかが必要であり、質の担保として重要であることが説明された。

(2) 研修案内

8月1日・2日に開催される**性教育指導セミナー全国大会**について案内があった。

河野先生、門馬先生の講演が紹介され、参加が呼びかけられた。

(3) アドバンス助産師更新

アドバンス助産師更新に必要な学会参加要件について質問があり、田中優子会長が確認することとなった。

決定事項

- 産後ケアの標準ケアを統一し、公平性を確保する。
- 独自技術はオプションとして提供し、委託時間・料金とは区別する。
- 契約時間から変更があった場合は必ず理由を記録する。

- 分担金について疑問がある場合は理事へ直接相談する。
- 加藤守氏の取材は、希望する助産院のみ個別に対応する。

この内容であれば、助産師会の会員向けに共有できる正式な会議録として使用できる体裁になっています。